



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

資料 1

福島県における犯罪被害者等の現状

令和7年8月
福島県

1 はじめに

県では、犯罪等により被害を受けた方やその御家族・御遺族が早期に被害から回復し、再び日常生活を営むことができるよう、県・県民・事業者・市町村・民間支援団体などの様々な主体が連携・協力し、県全体で犯罪被害者等を支え合う安全で安心な社会の実現を目指して、令和3年10月に福島県犯罪被害者等支援条例を制定し、令和4年4月に施行されました。

また、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために、本県における犯罪被害者等支援に関する基本方針や取り組むべき具体的な施策等についてまとめた福島県犯罪被害者等支援計画を令和4年3月に策定しました。

2 支援計画の概要

(1) 基本方針

①犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重

犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。

②犯罪被害者等の事情に応じた適切な支援

犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に支援が行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮されること。

③途切れることのない必要な支援の提供

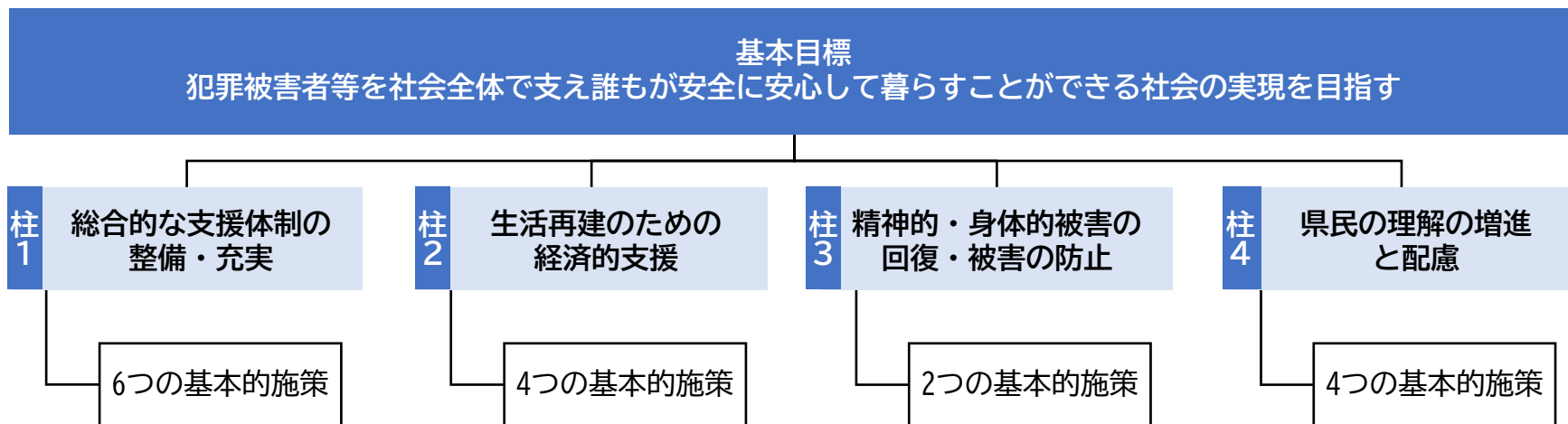
犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。

(2) 計画期間

令和4年度から令和7年度までの4年間

(3) 施策の柱

4つの施策の柱を設定し、施策を総合的かつ計画的に推進します。



(4) 推進体制

県・県警察・市町村・民間支援団体を始め、関係機関・団体が相互に連携協力し、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かい支援を提供していきます。

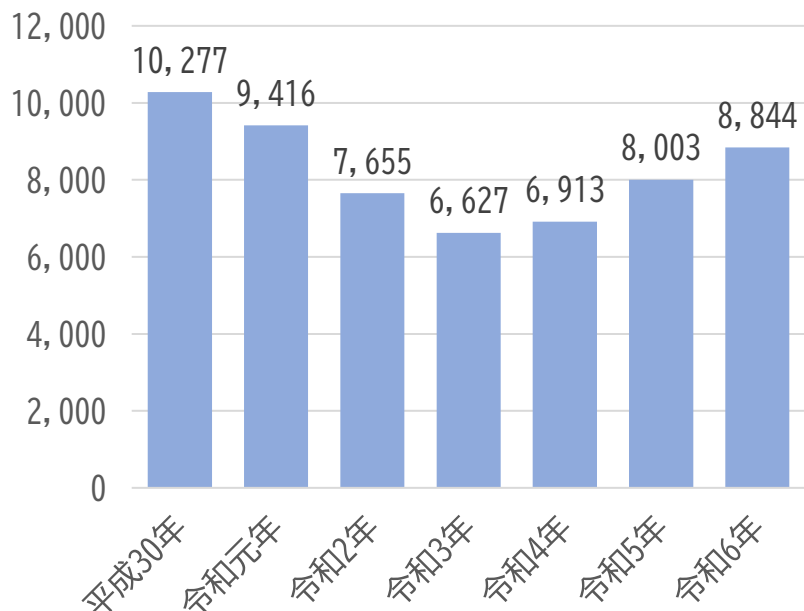
(5) 進管理

条例第9条第6項に基づき、毎年度、支援計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の実施状況を取りまとめ、福島県ホームページにおいて公表します。

また、有識者等で構成される「福島県犯罪被害者等支援施策推進会議」において進捗状況を点検し、必要に応じて取組の見直しを行います。

3 県内の犯罪等発生状況

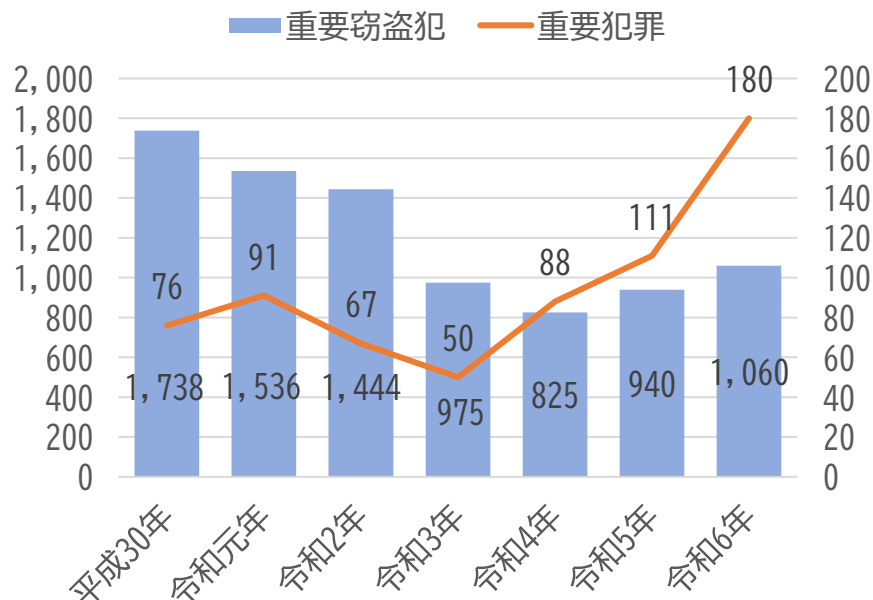
刑法犯認知件数



警察庁 | 犯罪統計資料より作成

刑法犯認知件数は、年々減少傾向にありましたが、令和4年から増加しており、令和6年は8,844件となっています。

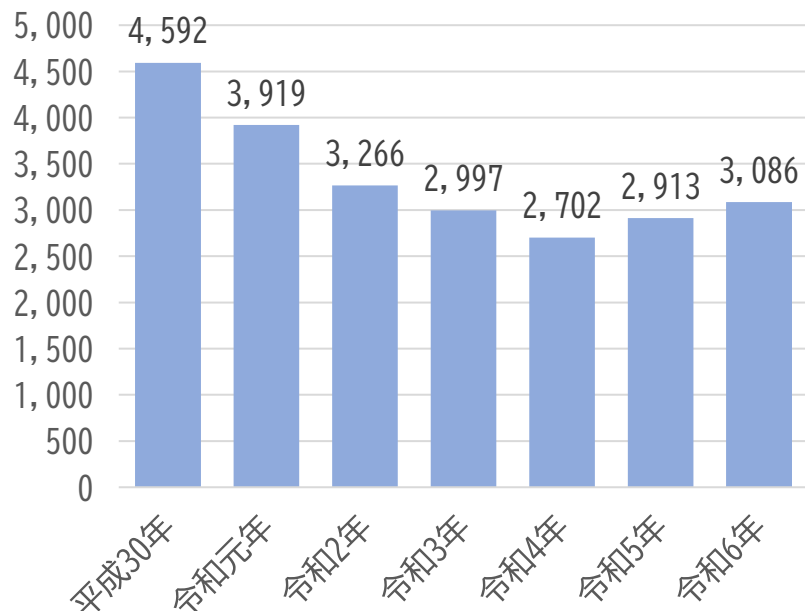
重要犯罪・重要窃盗犯認知件数



警察庁 | 犯罪統計資料より作成

重要犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等、略取・誘拐及び強制わいせつ）・重要窃盗犯（侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすり）の認知件数は、共に増加しており、令和6年は、それぞれ180件、1,060件となっています。

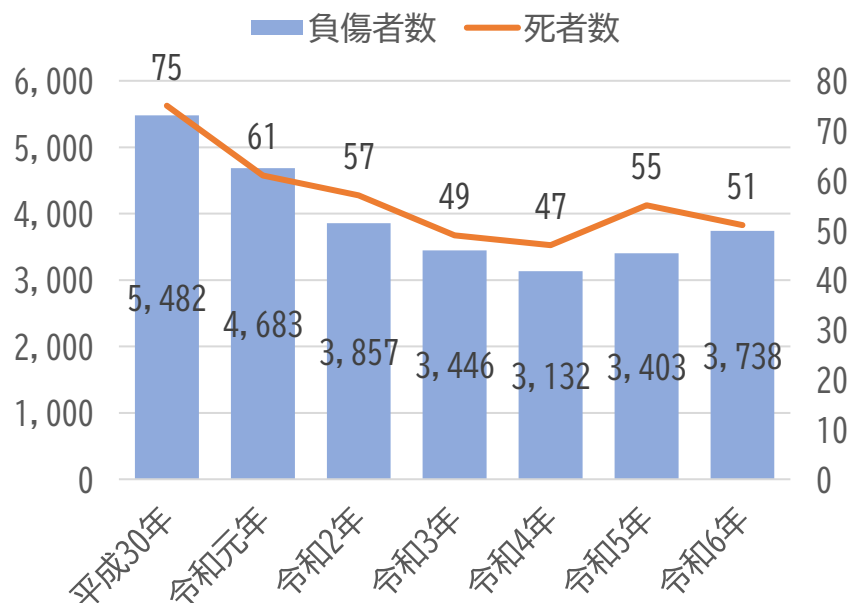
交通事故発生件数



福島県警 | 福島県下交通事故発生情報より作成

交通事故発生件数は、年々減少傾向にあったものの、令和5年に増加に転じ、令和6年は3,086件となっています。

交通事故による負傷者数・死者数

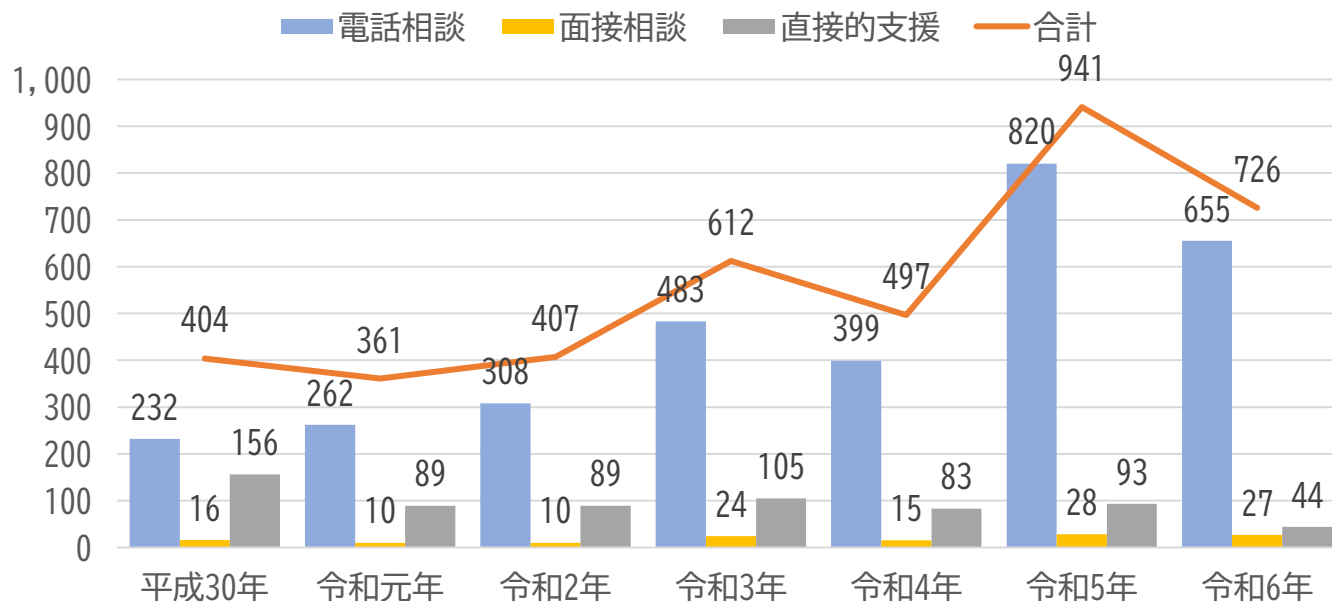


福島県警 | 福島県下交通事故発生情報より作成

交通事故による負傷者及び死者数は、令和6年は、負傷者数3,738人・死者数51人となっています。

4 犯罪被害等に関する支援の状況

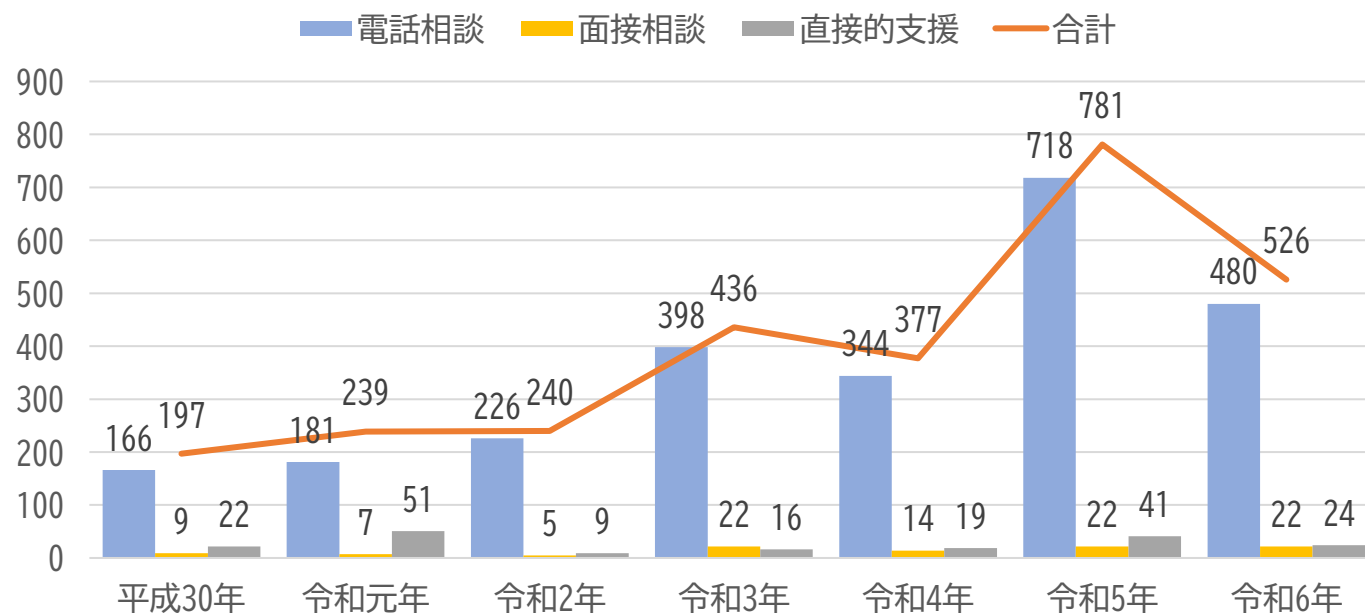
ふくしま被害者支援センター支援件数



ふくしま被害者支援センター統計資料より作成

ふくしま被害者支援センターにおける支援件数は増加傾向にあり、令和6年の支援件数は726件となっています。

SACRAふくしま支援件数



ふくしま被害者支援センター統計資料より作成
※ふくしま被害者支援センター支援件数の内数

SACRAふくしまにおける支援件数について、令和6年は電話相談、面接相談、直接的支援いずれも減少しております。また、ふくしま被害者支援センター支援件数に占める割合は、令和6年で72%（※）となっております。

※令和5年：83%、令和4年：76%、令和3年：71%

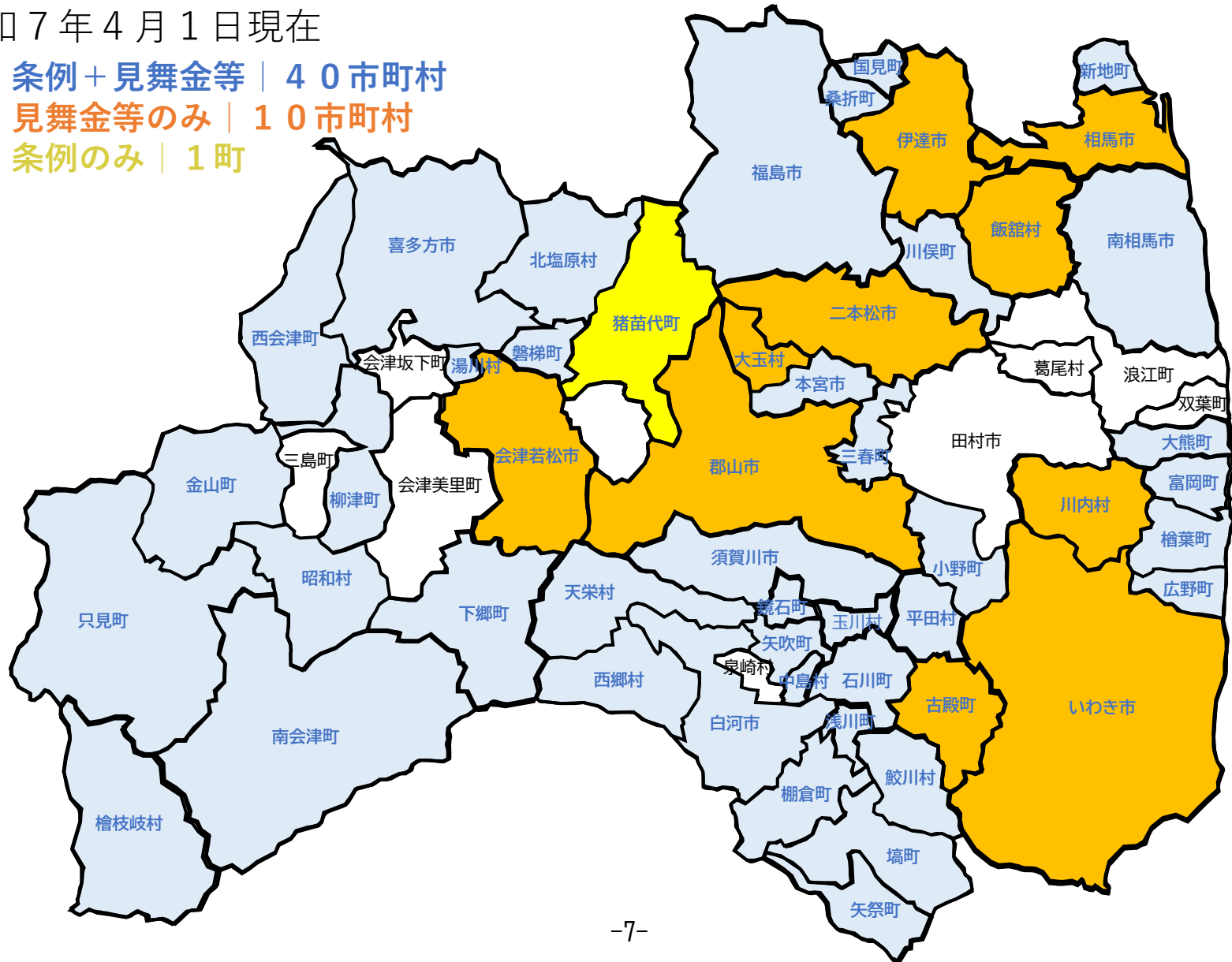
5 県内市町村の犯罪被害者等支援条例・見舞金制度の制定状況

令和7年4月1日現在

青：条例＋見舞金等 | 40市町村

橙：見舞金等のみ | 10市町村

黄：条例のみ | 1町



制定済市町村の状況

方部	市町村	条例	見舞金等制度			
		施行日	施行日	遺族	重傷病	転居費用
県北	福島市	R6.3.29	R5.3.27	60万円	30万円	上限20万円
	二本松市		R6.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	伊達市		R6.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	本宮市	R5.4.1	R5.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	桑折町	R7.4.1	R7.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	国見町	R6.9.6	R6.9.6	60万円	30万円	上限20万円
	川俣町	R6.12.11	R6.12.11	60万円	30万円	上限20万円
	大玉村		R6.4.8	60万円	30万円	上限20万円
	郡山市		R6.4.1	60万円	30万円	上限20万円
県中	須賀川市	R7.4.1	R7.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	田村市					
	鏡石町	R6.4.1	R6.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	天栄村	R5.4.1	R5.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	石川町	R7.4.1	R7.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	玉川村	R7.3.17	R7.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	平田村	R7.4.1	R6.4.1	30万円	15万円	上限10万円
	浅川町	R6.12.12	R6.12.12	60万円	30万円	上限20万円
	古殿町		R5.4.1	30万円	15万円	上限10万円
	三春町	R4.4.1	R4.4.1	60万円	30万円	—
	小野町	R5.4.1	R5.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	白河市	R4.4.1	R4.4.1	60万円	30万円	上限20万円
県南	西郷村	R4.4.1	R4.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	泉崎村					
	中島村	R6.4.1	R6.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	矢吹町	R5.4.1	R5.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	棚倉町	R5.4.1	R5.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	矢祭町	R7.4.1	R7.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	塙町	R5.4.1	R5.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	鮫川村	R6.4.1	R6.4.1	60万円	30万円	上限20万円

方部	市町村	条例	見舞金等制度			
		施行日	施行日	遺族	重傷病	転居費用
会津	会津若松市		R5.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	喜多方市	R5.4.1	R5.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	北塩原村	R5.4.1	R5.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	西会津町	R5.4.1	R5.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	磐梯町	R7.4.1	R7.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	猪苗代町	R7.4.1				
	会津坂下町					
	湯川村	R5.4.1	R5.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	柳津町	R6.4.1	R6.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	三島町					
	金山町	R5.4.1	R5.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	昭和村	R5.4.1	R5.4.1	60万円	30万円	上限20万円
南会津	会津美里町					
	下郷町	R7.4.1	R7.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	檜枝岐村	R6.12.13	R6.12.13	60万円	30万円	上限20万円
	只見町	R6.10.1	R6.10.1	60万円	30万円	上限20万円
	南会津町	R6.12.20	R6.12.20	60万円	30万円	上限20万円
相双	相馬市		R6.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	南相馬市	R5.9.29	R5.9.29	60万円	30万円	上限20万円
	広野町	R4.6.16	R4.6.16	60万円	30万円	上限20万円
	楡葉町	R4.12.9	R4.12.9	60万円	30万円	上限20万円
	富岡町	R7.4.1	R7.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	川内村		R7.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	大熊町	R7.4.1	R7.4.1	60万円	30万円	上限20万円
	双葉町					
	浪江町					
	葛尾村					
	新地町	R7.4.1	R7.1.1	60万円	30万円	上限20万円
	飯館村		R5.4.1	60万円	30万円	上限20万円
いわき	いわき市		R6.4.1	60万円	30万円	上限20万円
計		41	50			